

京都府の医療・福祉政策についての要望事項

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

謹 啓

2022 年京都府知事選挙候補者各位におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度、京都府保険医協会は、府内約 2,300 人の会員を有する医師団体として、府の医療・福祉政策に関する要望を候補者各位にお届けすることといたしました。

現行の感染症法は、感染症患者の隔離と排除を基礎に据えた「旧伝染病予防法」に対し、感染症患者が入院し「良質かつ適切な医療を受ける」ことを権利として明記し、隔離中心から治療中心への法整備への転換を果たしたものと評価できます。しかしながら構造改革＝新自由主義改革の政治によって、多くの保健所が廃止され、医師数・病床数も抑制が進められたことから、法が謳う医療の保障に向けた体制整備が十分に行われることのないまま、パンデミックに直面してしまいました。新型コロナウイルス感染症をめぐる最大の課題は陽性患者に確実に医療を届けることができるかであり、私たちは数次にわたり京都府に要望を重ねてきました。

一方で、あらためて脆弱さが明らかになった医療提供体制について、国は感染症病床の増床や感染症専門医の養成などに取り組む姿勢は一切見せていません。むしろ、地域医療構想のさらなる推進と 2019 年末に問題となった公立・公的病院の再編・統合方針も引き続き推進する構えであり、国は一貫して医療費の地域差縮減を掲げ、都道府県が医療保険財政と医療提供体制を一体的に管理する仕組みづくりを進めています。

このような時期にあって地方自治体に求められるのは、国による医療費抑制策に毅然と意見を述べ、地域住民の生命と健康を守る医療政策を推進することです。京都府はこの間、国の医療費抑制政策には一線を画す政策判断をしてこられました。引き続き尽力いただきたいところです。

今後も、地域医療を支える医師と患者に寄り添う医療政策の推進を求め、下記の点を要望します。

謹 白

記

(新型コロナウイルス感染症対策)

- 1、保健所が新興感染症対策の「中核機関」となれるように、保健所の設置数を見直し、保健師はじめ専門職と事務職の配置を抜本的に強化してください。そのうえで地域の病院・開業医はじめとした医療機関と日常から連携し、感染拡大の際には患者に入院・外来医療を確実に保障できるようにしてください。
- 2、新型コロナウイルス感染症に罹患した患者さんに良質かつ適切な医療を提供できるよう、病床確保につとめるとともに、多くの医療機関が感染症患者への外来・往診に参加してもらえよう、補助金などを拡充してください。

- 3、新型コロナワクチンについて、3回目接種も速やかに行える体制を確保してください。様々な理由により、ワクチンを接種出来ない人たちに対する差別的取り扱いがなされないようにしてください。

(国の医療提供体制改革への対抗)

- 1、国による医療費抑制のための医療提供体制改革に対峙し、府内すべての地域での必要な医療保障を目標に施策を進めてください。
- 2、国に対し、地域医療構想を見直し病院再編リストの撤回を求めてください。地域医療構想調整会議や地域保健医療協議会においては、国の求める論点だけでなく、京都府としての医療保障ビジョンにより、地域の困難な実態に即し、その解決を議論する場としてください。
- 3、国のねらう、かかりつけ医以外を受診した際の「定額負担」導入に反対してください。

(国民健康保険制度の拡充)

- 1、国民健康保険制度の保険料負担が府民の生活を脅かすものとならないよう京都府としての法定外繰入を新たに行うとともに、国庫負担の大幅増額を求めてください。
- 2、国に対し、医療保険制度・介護保険制度における窓口一部負担金や利用料負担軽減を求めるとともに、国保法第44条の一部負担金減免を積極的に活用する等、負担軽減に努めてください。
- 3、従来どおり、都道府県による医療費適正化路線に対する慎重姿勢を堅持してください。

(介護保険制度の改善)

- 1、介護を必要とするすべての人が必要なサービスを受けられるよう介護保障を位置づけ直すよう、国に対し介護保険制度の抜本的改善を求めるとともに、保険料高騰の抑制が図られるよう府として支援を拡大してください。

(福祉医療制度の改善)

- 1、子育て支援医療助成制度の入院外医療における3歳以上の自己負担金は中学校卒業まで200円限度にしてください。すぐに無理な場合であっても、早急に就学前までは200円限度にしてください。
- 2、妊婦、産婦、褥婦に対する福祉医療制度を新設してください。制度設計にあたっては、①対象は母子健康手帳交付日から出産月の翌々月末まで②自己負担金は無料③所得制限はなし④給付方法は現物給付一としてください。
- 3、重度心身障害児(者)医療助成制度、重度心身障害老人健康管理事業の対象について、「内部機能の障害」は身体障害者手帳3級の交付を受けた患者まで拡大してください。
- 4、2017年12月末まで難病法に係る特定医療費助成制度に該当していたが2018年1月から制度対象外となった患者について、「法別番号54」と同様の一部負担金で受診できるよう、福祉医療制度を新設してください。